

令和3年度 未来へトビタテ！おokayama留学応援事業（社会人コース）

募集要項

未来へトビタテ！おokayama留学応援地域協議会（以下、「本協議会」という。）では、未来へトビタテ！おokayama留学応援事業（社会人コース）（以下、「本事業」という。）における派遣者を募集します。

<未来へトビタテ！おokayama留学応援地域協議会>

岡山県経済団体連絡協議会、岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、
一般社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会、
大学コンソーシアム岡山、一般社団法人岡山県国際経済交流協会、
一般財団法人岡山県国際交流協会、岡山県、公益財団法人岡山県産業振興財団

本要項は、本事業で募集する派遣者の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

1. 趣旨

本事業は、産学官で構成する本協議会が主体となり、県内企業等に所属する者に実践的な海外留学の機会を提供するものです。本県の企業は、それぞれ特色ある産業、技術、素材等を有しており、継続的な発展、成長に向けて、海外市場への展開など一層のグローバル化が求められています。そこで、本事業を通じて、本県の産業振興に資するグローバル人材を育成します。

2. 事業の概要

本事業は、県内に本社または主たる事務所を有する法人の県内事業所等に所属する者に対し、海外留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給することにより、本県の産業振興に資するグローバル人材の育成を目指すことを目的とします。

3. プログラム

プログラムの内容等は次のとおりとします。

(1) 留学計画

本事業で支援する留学計画は、次の①～④に掲げる要件を**全て満たす計画**とします。

①留学プログラム

海外の教育機関（語学学校含む。）が提供する留学プログラム

※岡山県の友好提携先の一つであるオーストラリア南オーストラリア州内の教育機

関が提供する留学プログラム等については、情報提供が可能であるため、希望者は応募までに事務局へ申し出ること（留学プログラム例は、別紙1を参照。）。

※その他の国・地域の教育機関が提供する留学プログラム等については、依頼に応じて、適宜情報提供が可能であるため、希望者は応募までに事務局へ申し出ること。

②留学地域

地域は問わない。

※岡山県の友好提携先（中国江西省、オーストラリア南オーストラリア州、インドマ
ハーラーシュトラ州（プネ市、ピンプリチンチウッド市）、韓国慶尚南道）内の教
育機関に留学し、友好提携先と交流活動を行う場合は、審査において、加点対象と
する。

③留学期間

原則1年以内（1か月以上を推奨）

※留学期間とは、受入許可書等に基づく留学の開始日から終了日までの期間のことで
あり、渡航及び帰国に係る期間は含まれない。

※令和4年(2022年)3月31日(木)までに外国において留学を開始する（渡航日では
なく、プログラム開始日となります。）必要がある。

※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要がある。

④その他

・留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始
前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは認めら
れない。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は、支援の対象外とする。

・帰国後に、留学で得た成果等を活用・発信する活動が含まれている計画

・留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の
情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2：不要不急の
渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

※危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レ
ベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えないが、留学計画開始時点及び
留学計画開始後に、「レベル2」以上となった場合は、原則として、月額奨学金
の支給対象外とする。

（ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と判
断される場合を除く。）

(2) 県内壮行会

本協議会の構成団体や県内企業等による壮行会に参加し、留学計画を発表する。

(3) 成果報告会

成果報告会に参加し、留学先での活動成果を発表する。

4. 派遣者の選考における審査の観点等

派遣者の選考における審査の観点等は次のとおりとします。

(1) 学修活動の目的・目標が適切に設定され、留学計画がそれらを達成するための内容・期間
を十分確保していること。特に、一次（書面）審査では、留学計画及び志望動機等を、二
次（面接）審査では、留学に対する強い意欲、留学において得た成果を将来的に地域内で
活用するビジョンを有しているか等を審査する。

(2) 必要となる語学力が学修活動を実施するために適切な水準を満たしていること。

- (3) 岡山県の友好提携先（中国江西省、オーストラリア南オーストラリア州、インドマハーラーシュトラ州（プネ市、ピンプリチンチウッド市）、韓国慶尚南道）内の教育機関に留学し、友好提携先と交流活動を行う場合は加対象とする。

5. 支援の内容

派遣者には、往復渡航費及び授業料（以下「奨学金等」という。）を支給します。

- (1) 奨学金等の内訳

別紙2を参照。

- (2) 奨学金等の支給方法

派遣者への奨学金等の支給は、口座振込により行う。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がある。事務手続等についての詳細は別途案内する。

6. 支援予定人数

2名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動する。

7. 派遣者の要件

本事業で支援する派遣者とは、日本国籍を有し、または、応募時までに日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(7)に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 「8. 派遣者の責務」を全うする意思のある者
(2) 県内に本社または主たる事務所を有する法人の県内事業所等に所属する者

※以下に該当する法人の県内事業所等に所属する者は除く。

- ①法人税法別表第一に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織もしくは団体
- ⑤法人の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

※海外留学・研修制度をもつ法人の県内事業所等に所属する者は除く。

- (3) 留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する者
(4) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者
(5) 他団体等が実施する海外留学のための給付型奨学金を受給しない者
※他団体等が実施する海外留学のための給付型奨学金と併願することは可能であるが、当該団体等から奨学金を受給することが決まり次第、速やかに本協議会に申し出ること。
(6) 過去に本事業及びおかやま若者グローバルチャレンジ応援事業（令和2（2020）年度まで実施）の派遣者として採用されていない者
(7) 本県の発展に貢献することを希望する者

8. 派遣者の責務

- (1) 県内壮行会、成果報告会等へ参加すること。
- (2) 帰国後に、留学で得た成果等を活用・発信する活動に取り組むこと。
※本協議会の構成団体等が実施する留学促進事業への参加・協力を含む。
- (3) 留学先における活動報告書の提出

9. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した岡山県産業振興財団ホームページ「未来へトビタテ！おかやま留学応援事業（社会人コース）」から、(2)に定める応募者申請書類の様式をダウンロードして作成し、郵送及びメールで事務局に提出してください。

- (1) 岡山県産業振興財団ホームページ「未来へトビタテ！おかやま留学応援事業（社会人コース）」
URL：https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/583.html
- (2) 応募者申請書類（紙媒体・電子媒体）
 - ①未来へトビタテ！おかやま留学応援事業（社会人コース）留学計画書（様式1）
 - ②推薦書（様式2）
 - ③留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書の写し
※申請時に既に用意できている場合のみ添付

10. 申請書類の提出から支援までの流れ

本協議会への提出期限	: <u>令和3年(2021年)6月15日(火)17時必着</u>
書面審査（一次審査）	: <u>令和3年(2021年)6月</u>
書面審査結果の通知	: <u>令和3年(2021年)6月下旬</u> ※合格者には、二次審査の詳細についても併せて通知。
面接審査（二次審査）	: <u>令和3年(2021年)7月上旬</u> 場所：岡山市内 審査方法：計画内容のプレゼンテーション、質疑応答
採否結果の通知	: <u>令和3年(2021年)7月上旬</u>
県内壮行会	: <u>令和3年(2021年)7月</u>
海外留学の開始	: 海外の教育機関が提供する留学プログラムに沿って開始
成果報告会	: 帰国後から順次

11. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣者は速やかに本協議会に変更申請の手続きをとること。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

12. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣者の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「3. (1) 留学計画」「7. 派遣者の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 素行不良等が極めて顕著で、本事業による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

13. その他留意事項等

派遣者は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください(海外に3か月以上滞在中には在留届の提出が義務付けられています)。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

14. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、本協議会に相談してください。

15. 個人情報の取り扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業のみに利用します。この利用目的のため適正な範囲において、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有しますが、その他の目的には利用しません。

16. 提出・問合わせ先

公益財団法人 岡山県産業振興財団 総務部 総務企画課

【住 所】〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

【メー ル】 tobitate@optic.or.jp

【電 話】 086-286-9661

【対応時間】 平日8:30～17:15まで

南オーストラリア州内の教育機関が提供する留学プログラム(例)

学校名	プログラム名	プログラム内容	期間	授業料	滞在費 (ホームステイ)
アデレード大学附属 英語学校(ELC)	一般英語(General English)	○日常会話、実用的な英語力アップを目指す人向け ○一般的なコミュニケーションに重点を置き、実用的な会話を学ぶほか、文法や語彙、リーディング、リスニング、ライティングも学べる ○初級から上級までクラス分けされており、自分の英語力に合ったクラスで学ぶことができる	5週間～	21万円/5週	11万円/5週
南オーストラリア大 学附属英語学校 (CELUSA)				18万円/5週	13万円/5週
フリンダース大学附 属英語学校(IELI)				17万円/5週	
TAFE SA 州立 職業訓練専門学校	マーケティング(Diploma of Marketing and Communication)	○世界中のマーケティングトレンドやプロモーション・広告における効果的な方法など、マーケティングに関する知識を習得できる	1年～	107万円/1年	123万円/1年
	IT 情報 (Information, Digital Media and Technology)	○一般的な情報通信技術(ICT)を使いこなす能力を習得できる ○ネットワーク管理やソフトウェアアプリケーションの利用等により、職場の情報技術サポートを目指す人向け	6か月～	54万円/6か月	62万円/6か月
	観光(Tourism)	○観光業の基礎となる観光販売、運営、ツアー企画の知識とスキルを習得できる ○予約販売代理店や販売コンサルタント、ツアーコーディネーターを目指す人向け		58万円/6か月	

※1 オーストラリアドル=80 円の場合

令和3年度(2021年度)奨学金等の内訳(未来へトビタテ!おこやま留学応援事業(社会人コース))

支援内容	支給内容	支給時期
往復渡航費	<p>アジア地域 : 100,000円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)</p> <p>上記以外の地域 : 200,000円</p> <p>・他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。</p>	原則、渡航前に支給
授業料	<p>留学先における授業料相当額(学費・登録料) : 上限300,000円</p> <p>・海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。</p> <p>・授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。</p> <p>・宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。</p>	原則、留学開始前に支給

(注) 派遣者への奨学金等の支給は、それぞれ以下のとおり行う。

- ・往復渡航費: 渡航前に協議会から派遣者へ支給
- ・授業料: 授業料発生前に協議会から派遣者へ支給